

## 特集《意匠》

# 部分意匠及び関連意匠に関する登録例， 審判決例の研究

平成 26 年度意匠委員会 部分意匠部会

河野 隆一 高野 登志雄 仁科 勝史 鮫島 武信 土井 健二 大畑 敏朗  
岩城 全紀 村松 亮子 小川 稚加美 長賀部 雅子 野村 慎一 清澤 亮

## 要 約

部分意匠の登録事例は年々増加しており，限られた調査範囲に基づく検討ではあるが，破線の表し方の違いが類否判断に与える影響や，部分の用途及び機能，位置・大きさ・範囲の共通点及び差異点が類否判断に与える影響について，参考となり得る事例を本稿で紹介する。

## 目次

1. はじめに
2. 破線の表し方の違いが部分意匠の類否判断に与える影響
3. 部分の用途及び機能，位置・大きさ・範囲の共通点及び差異点が類否判断に与える影響
  - ・不服 2013-17510
  - ・不服 2012-22442
  - ・不服 2012-22409
  - ・不服 2013-4846
  - ・不服 2012-19547
  - ・不服 2011-23751
  - ・不服 2012-12141
  - ・不服 2010-14657
  - ・不服 2010-4294
  - ・不服 2009-16260
  - ・不服 2008-29137
  - ・不服 2002-4168

## 1. はじめに

これまでの意匠委員会では，部分意匠の類否に関して，意匠登録を受けようとする部分の形態が変化（相違）した場合の検証を主として行ってきた。本年度の当委員会（第2部会）では，「部分意匠及び関連意匠の登録例及び審判決例に基づく権利抵触に関する検討」として，破線の表し方の違いが類否判断に与える影響や，部分の用途及び機能，位置・大きさ・範囲の共通点及び差異点が類否判断に与える影響を検証した。

部分意匠の登録事例は年々増加しており，限られた調査範囲に基づく検討ではあるが，参考となり得る事例を本稿で紹介する。

なお，部分意匠だけでなく全体意匠も含めた関連意匠制度を利用した登録例についても収集を行い，意匠特有の制度を有効活用している事例の検証を行ったが，結果物については2014年度の研修フェスティバルで紹介を行ったので，本稿では割愛する。

## 2. 破線の表し方の違いが部分意匠の類否判断に与える影響

部分意匠の登録例のうち，「生活用品」の分類（C分類），「基本的電気素子」の分類（H1）で本意匠・関連意匠としてそれぞれ登録されている600件程度の中から200件程度抽出して検証を行った。

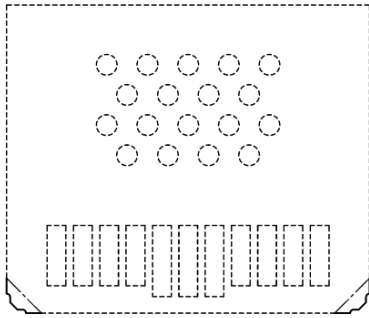
破線や実線で表された外形内に表された破線部分の有無に関係なく類似すると判断されている登録例があったことから，実線部分が同一であっても破線部分が相違すれば，意匠としては同一でなく，類似すると判断されることが推認できる。

また，破線外形は共通するが，外観視できない実線であっても，断面図等で表すことによって，内部であっても実線形状がわずかでも相違すれば，意匠としては同一ではなく，類似すると判断されると推認できる。

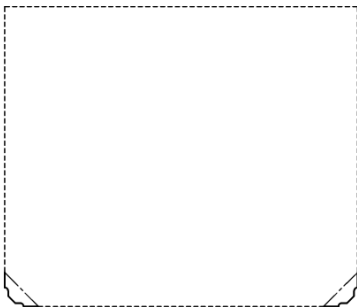
## 2-1. 実線部分と破線外形の形状が共通で，破線外形内に表された破線部分の有無で相違する登録例

<意匠に係る物品：電子回路用基板>

登録第 1439538 号 (本意匠)  
正面図



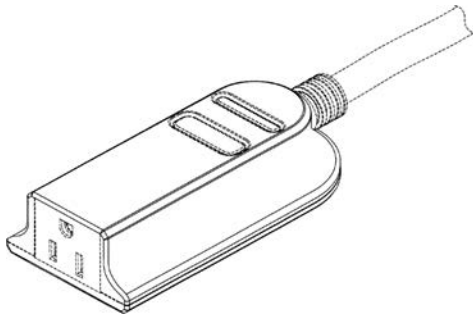
登録第 1439903 号 (関連意匠)  
正面図



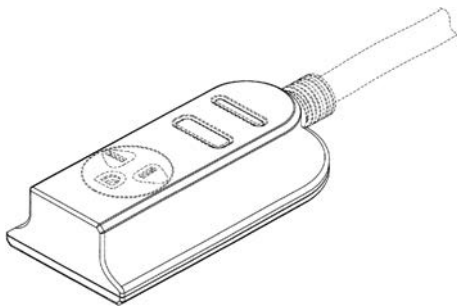
2-2. 実線部分の形状が同一で、実線部分内に表された破線部分の有無で相違する登録例

<意匠に係る物品：電気コンセントのケース>

登録第 1480628 号 (本意匠)  
斜視図



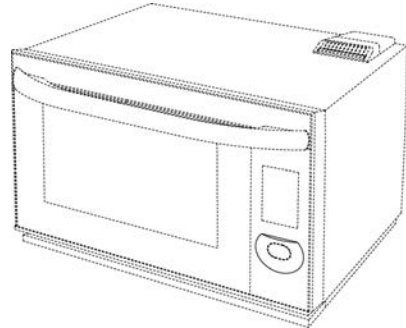
登録第 1486827 号 (関連意匠)  
斜視図



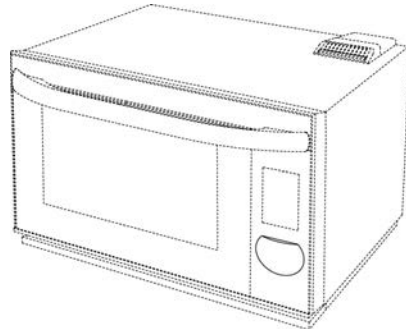
2-3. 破線外形が同一で、破線外形内に表された実線部分内の破線部分の有無で相違する登録例

<意匠に係る物品：加熱調理器>

登録第 1464419 号 (本意匠)  
斜視図



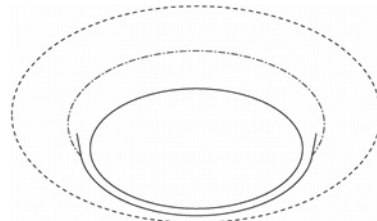
登録第 1464789 号 (関連意匠)  
斜視図

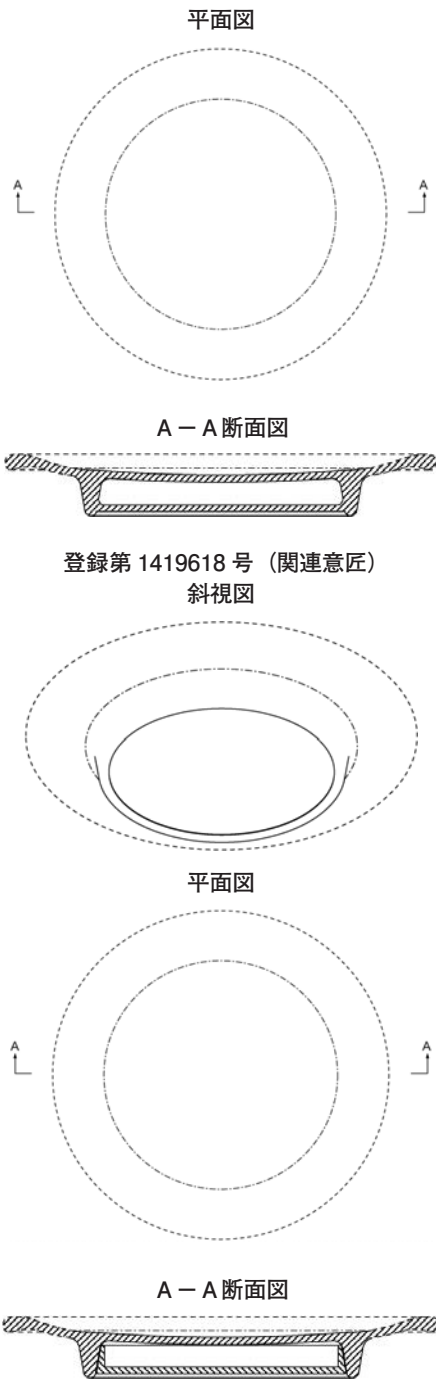


2-4. 実線部分と破線部分で表された外形形状が同一で、実線で表された内部形状が相違する登録例

<意匠に係る物品：飲食物搬送機械用皿>

登録第 1419433 号 (本意匠)  
斜視図





### 3. 部分の用途及び機能、位置・大きさ・範囲の共通点及び差異点が類否判断に与える影響

意匠登録を受けようとする部分と引用意匠の相当部分の位置等の認定について、破線部分を勘案すべきか詳細に言及している判例として、平成 18(行ケ)第 10317 号(プーリー事件)があるが、同様に言及している判例を調査したが他には見当たらなかった。

そのため、部分意匠の審決(査定不服審判 216 件、無効審判 29 件、判定請求 25)で言及しているものがないか調査した結果、査定不服審判で言及しているものが抽出できたため本稿で紹介する。

#### 1. 事件番号：不服 2013-17510

2. 審決確定日：平成 26 年 3 月 18 日

3. 結論：非類似

#### 4. プーリー事件との比較

破線部分に対する実線部分の位置の相違、部分の用途・機能を考慮して類否判断していない。

#### 5. 事案の概要

本願意匠：平成 24(2012)年 10 月 5 日に意匠登録出願された意匠に係る物品を「貼り薬」とする部分意匠。

引用意匠：平成 12(2000)年 2 月 16 日に意匠登録出願され、同年 11 月 13 日に意匠公報が発行された意匠に係る物品を「貼付剤用剥離フィルム」とする全体意匠(意匠登録第 1090483 号)。

#### 6. 主な争点

意匠登録を受けようとする部分(以下、本願部分)と、引用意匠の該当部分(以下、引用相当部分)の位置、大きさ、範囲(特に、本願部分と引用相当部分とに現われる具体的な模様、模様の構成及び配置)が類否判断に影響を与えるか否か。

#### 7. 審決理由の概要

##### (1) 対比

<物品>

本願意匠の意匠に係る物品は「貼り薬」であって、基材及び膏薬からなる貼り薬と、膏薬面を保護する剥離フィルムからなる意匠であり、引用意匠の意匠に係る物品は「貼付剤用剥離フィルム」であるから、両意匠の意匠に係る物品は、一致するといえず類似するともいえない。

<用途及び機能>

貼り薬の膏薬面を保護する剥離フィルムの使用方法を示す模様を含む部分であるため、本願部分と引用部分の用途及び機能は共通する。

<位置、大きさ、範囲>

本願部分は略縦長長方形の 2 枚の剥離フィルムのうち、「左側の剥離フィルム表面の左方寄り略縦長長方形部分」であるのに対し、引用相当部分は、「略横長長方形の剥離フィルムの表面の左方寄りに表される略縦長長方形部分」であるから、両意匠部分の位置、大きさ、範囲は同一といえず、意匠の属する分野においてありふれた範囲内であるともいえない。

## <形態>

### ・共通点

両意匠部分は、正面視縦長長方形であって、縦方向に四つの模様が並んでおり、それぞれの模様には、使用方法の手順を示すために、人体の一部や貼り薬、模様によっては矢印が表されている点、が認められる。

### ・相違点

本願部分に表される具体的な模様は、正面視上から順に、

(あ)両手で剥離フィルムを貼り薬から剥離している模様、(い)左肩に乗せた貼り薬から片手で剥離フィルムを剥離している模様、(う)両手で剥離フィルム付き貼り薬を左右に引っ張っている模様、(え)両手で貼り薬の左右端部を持ち左膝上に貼り付けようとしている模様、であるのに対し、引用相当部分に表される具体的な模様は、正面視上から順に、

(ア)中央付近で右下向きに湾曲する貼り薬の剥離フィルムを右手で剥離している模様、(イ)左肩に貼り薬を乗せ、剥離フィルムの剥離方向を矢印で示している模様、の2図を繰り返し表している点で相違する。

次に、模様の構成は、本願部分が2通りの使用方法を表しているのに対して、引用相当部分が1通りの使用方法を上下に2回繰り返して構成している点で異なる。

また、模様の配置は、本願部分が上2つと下2つの間に模様2つ分程の間隔を空けているのに対し、引用相当部分が上下の模様の間に模様1つ分程の間隔を空けている点で異なるため、本願部分と引用相当部分の模様、模様の構成・配置は相違する。

## (2) 類否

両意匠に係る物品は、一致するとはいえず、類似物品であるともいえない。

両意匠部分の用途及び機能は共通するが、位置、大きさ、範囲については同一とはいえず、意匠の属する分野においてありふれた範囲内であるともいえない。

両意匠部分の形態は、特段特徴あるものではなく、類否判断に及ぼす影響は小さい。

両意匠部分の模様は、本願部分の模様が、フィルムをめくり剥がして肩に貼る方法と、フィルムを引っ張り剥がして膝に貼る方法との二種類の使用方法を伝える内容であるのに対し、引用相当部分の模様が、フ

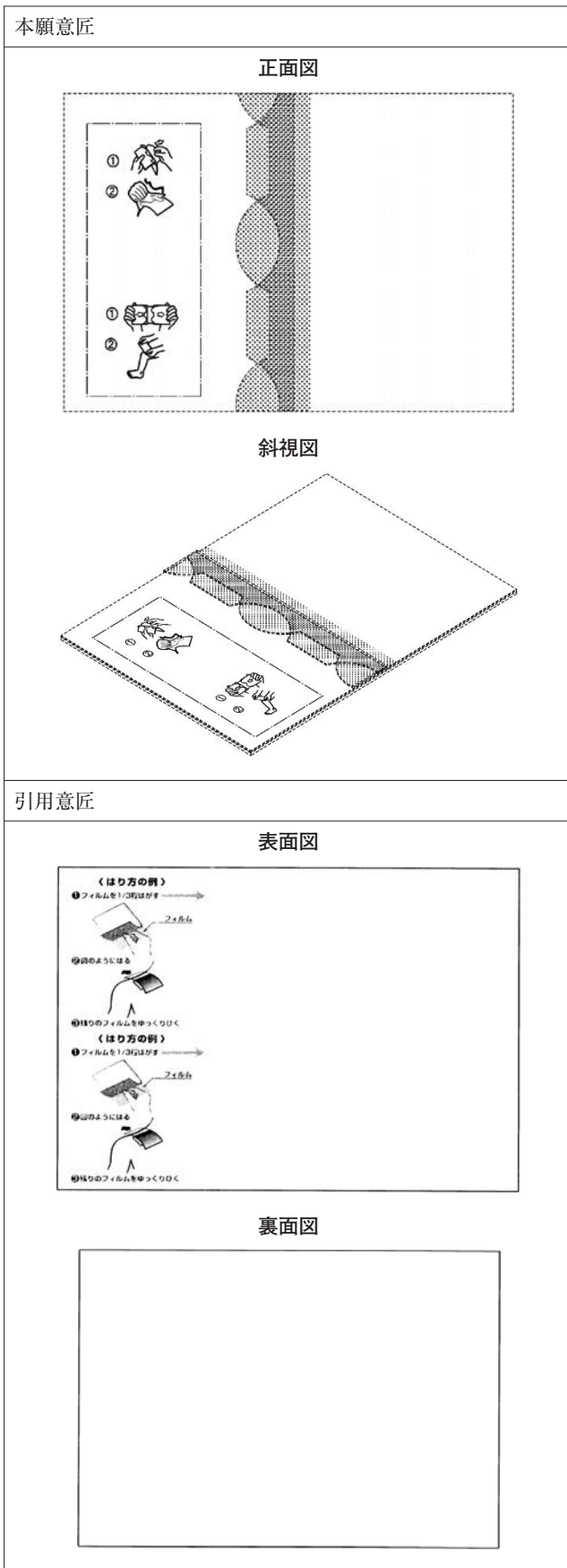
ィルムをめくり剥がして肩に貼る方法を伝える内容の一種類の使用方法を伝える内容であり、使用者に伝わる内容は大きく異なり、それが形態に異なる点として現れており、かつ、その部分は看者が注意して観察する部分であるから、両意匠部分の類否判断に及ぼす影響が大きいものといえ、模様の構成及び配置についても、相違点に係る態様から生じる視覚的効果が、両意匠の類否判断に及ぼす影響が大きいものといえる。

以上より、両意匠は、意匠に係る物品が異なり、両意匠の部分の位置、大きさ、範囲が異なるので、類似しない。また、形態についても、両意匠部分の共通点及び相違点の視覚効果を総合的に判断すると、共通点が類否判断に与える影響は大きく、両意匠部分は類似するという事はできないから、本願意匠と引用意匠とは類似しないものと認められる。

## 8. コメント(部分意匠の類否判断(権利抵触)を考える上で参考となる点等)

本願意匠も引用意匠も、実質的に剥離フィルムの使用方法的表示(模様)を意匠登録していると思われる。そこで、本願部分意匠の模様と引用相当部分の模様とを対比した場合に、この模様によって看者(「貼り薬」の使用者)に伝わる伝達内容が両意匠で大きく異なり、また、形態に異なる点として現れ、さらに、模様が看者により注意して観察される部分であれば、部分意匠の類否判断に及ぼす影響が大きくなる。さらにまた、部分意匠に現された模様の構成、及び模様の配置の相違も、両部分意匠の類否判断に及ぼす影響が大きくなる。

部分意匠の類否判断において、物品、両意匠部分の用途・機能、両意匠部分の位置・大きさ・範囲の類否だけでなく、本願部分意匠のように「模様」が看者に伝える伝達内容の相違や、「模様の構成」(模様の表示内容の種類、繰り返しパターン等)や、「模様の配置」(模様の間隔)によって生じる看者への視覚的効果が、部分意匠の類否判断に影響を与えることがある事実として、出願時や拒絶理由対応等の実務において参考になる判断事例であると思われる。



1. 事件番号：不服 2012-22442

2. 審決確定日：平成 25 年 4 月 9 日

3. 結論：非類似

4. プーリー事件との比較

部分の用途・機能、破線部分に対する位置・大きさ・範囲の相違を考慮して類否判断をしている。

5. 事案の概要

関係条文---意匠法第 9 条第 1 項（先願）

本願意匠：平成 23(2011)年 12 月 22 日に意匠登録出願（意願 2011-29795）された意匠に係る物品を「包装用缶」とする部分意匠（以下、意匠登録を受けようとする部分を「本願部分」、その部分の意匠を「本願部分意匠」という）。

引用意匠：平成 23(2011)年 2 月 10 日に出願され（意願 2011-2859）、平成 24(2012)年 3 月 9 日に設定登録（意匠登録第 1437651 号）された意匠に係る物品を「包装用缶」とする部分意匠（以下、意匠登録を受けようとする部分を「引用部分」、その部分の意匠を「引用部分意匠」という）。

6. 主な争点

本願部分及び引用部分の用途・機能、及び位置・大きさ・範囲、並びに本願部分意匠と引用部分意匠の要部である胴部周面略中央部の形態が、類否判断に影響を与えるか否か。

7. 審決理由の概要

(1) 対比

(ア) 意匠に係る物品

両意匠は、意匠に係る物品が一致している。

(イ) 用途・機能、及び位置・大きさ・範囲

本願意匠は、全体が、直径：高さが約 1：2 の縦長円筒状の上蓋、胴部及び下蓋で構成した 3 ピース缶であって、本願部分、胴部及び下蓋の部分であるのに対し、引用意匠は、全体が、直径：高さが約 1：2 の縦長円筒状の上蓋部及び缶底部と一体に形成した胴部で構成した 2 ピース缶であって、引用部分は、胴部上下略中央 3 分の 2 の範囲の部分である。

(ウ) 形態

两部分意匠の要部は、胴部周面略中央模様部の形態と認められる。

两部分意匠は、この模様部の形態において、エンボス加工による二等辺三角形のへこみ連続模様を複数段

施す、という点で共通する。

一方、「(A) 胴部に施された模様部の態様」につき、本願部分意匠は、胴部直径長さより上下幅が狭い範囲に4段で構成されているのに対し、引用部分意匠は、胴部直径長さより上下幅が広い範囲に6段で構成されている点、「(B) 三角形のへこみ模様におけるへこみ中央部の態様」につき、本願部分意匠は、その突起高さが、胴部周面と略同じ高さになるようにした略三角錐状の突起を設けているのに対して、引用部分意匠は、突起を設けておらず、平坦面としている点、「(C) 境界線」につき、本願部分意匠は、すべての境界線が、等しく断面形状が膨出三角形（椎の実型）であるのに対して、引用部分意匠は、先端部が平坦面となっており、かつ、その幅は、水平方向境界線のみは、斜め境界線の約2倍としている点、で主に相違する。

## (2) 類否

### (ア) 用途・機能、及び位置・大きさ・範囲

両意匠は、本願部分と引用部分の用途・機能、及び位置・大きさ・範囲が異なる。

### (イ) 形態

两部分意匠の要部と認められる胴部周面略中央部の形態を比較すると、共通点は当該態様を極めて概括的に捕えたに過ぎないものであるから、この共通性のみをもって两部分意匠の類否判断を決定するものとすることはできない。

一方、具体的態様に係る相違点(A)については、模様部全体の縦横比と、段数の差であって、類否判断に一定程度の影響を与えるものと考えられる。

相違点(B)及び(C)については、通常の使用状態において観察した場合、本願部分意匠が、その突起による陰によって、複雑な表情を表すのに対して、引用部分意匠は、直線的で、シンプルな印象を与え、この差異は、類否判断に与える影響が大きいと認められる。

このように、相違点全体が、共通点が生じさせている共通感をしのぎ、見る者に两部分意匠が別異であるとの印象を与えているから、两部分意匠の形態に関しては類似するということができない。

そうすると、本願意匠と引用意匠に係る物品は一致しているが、两部分の用途・機能、及び位置・大きさ・範囲が異なり、かつ、两部分意匠の形態は類似しない

ものといえるから、本願意匠と引用意匠は類似しないものと認められる。

## 8. コメント

本件は、部分意匠同士の先後願(9条1項)が判断された事例である。

両意匠は、要部が認められる部分はいずれも胴部周面略中央部の形態であるが、意匠登録を受けようとする部分に下蓋(缶底部)等を含んでいるか否かの相違があり、当該部分の用途・機能、及び位置・大きさ・範囲が異なると判断された。

このように、意匠登録を受けようとする部分の用途・機能、及び位置・大きさ・範囲が異なるにも関わらず、審査においては、意匠の要部が存する部分の形態の共通性故に、両意匠は類似すると判断されたことがうかがえる。

この点、本審決により、意匠登録を受けようとする部分の用途・機能、及び位置・大きさ・範囲は、意匠の要部が存する部分に影響されることなく、独立して判断されることが再確認できる。

部分意匠を出願して、9条拒絶を受けた場合、意匠登録を受けようとする部分の用途・機能、及び位置・大きさ・範囲について引用意匠との相違が見いだせるケースは少なくないと思われる。とすれば、係る相違を主張することによって拒絶を克服できる可能性は比較的高いと言えるのではないだろうか。

本願意匠

黒く塗りつぶした缶蓋部分以外の部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

【斜視図】





引用意匠

青色に着色された部分以外が、部分意匠として登録を受けようとする部分である。



1. 事件番号：不服 2012-22409

2. 審決確定日：平成 25 年 6 月 18 日

3. 結論：非類似

4. プーリー事件との比較

破線部分に対する位置の相違，部分の用途・機能を考慮して類否判断をしている。

5. 事案の概要

本願意匠：平成 23(2011)年 9 月 7 日に意匠登録出願された意匠に係る物品を「ソファァー」とする部分意匠。

引用意匠：平成 23(2011)年 2 月 22 日に design-boom がインターネットに掲載した，表題を『nina tolstrup : pallet furniture projects』とするページに掲載の「いす」の意匠の本願意匠に相当する部分の意匠。

6. 主な争点

意匠登録を受けようとする部分（以下，本願部分）及び本願意匠に相当する部分（以下，引用部分）の用途及び機能，当該部分の形態，位置，大きさ，範囲が類否判断に影響を与えるか否か。

7. 審決理由の概要

(1) 対比

本願意匠の意匠に係る物品は「ソファァー」であり，引用意匠の意匠に係る物品は「いす」であり，いずれも背もたれがある腰掛けであるから，両意匠の意匠に係る物品は共通する。

本願部分は，一人用のソファァーを支えるために，ソファァーの底面部に配設した「椅子全体を支える基台部を構成する左右の脚部分」であり，引用部分は，座面及び背もたれを保持し，荷重を支えるために，椅子の側面部に配設した「椅子自体を構成する左右の脚部分」であるから，本願部分と引用部分の用途及び機能は大きく異なるものである。

本願部分と引用部分の具体的態様として，同じ幅をもつ長短 2 つの長さの横長矩形板体同士を，長板の長手方向の端部を短板の長手方向端部側面部分に直角をなす角度で接合し，その直角部分を上部となるように横に倒した L 字状の形状のフレーム部を並設した点，短板の横長矩形板体（以下，「垂直短フレーム部」）の接地部分を水平状にカットした点で共通し，長板の横長矩形板体（以下，「水平長フレーム部」）の長さが，ソファァー及び椅子の座面の約 1.5 倍であるため，本願部分と引用部分の大きさ，範囲についてもほ

ば共通する。

水平長フレーム部の接地部分の態様において、本願意匠は端部近傍を水平にカットし水平面で接地しているのに対し、引用意匠は水平面ではなく水平長フレーム端部の角部で接地している点が相違する。また、本願意匠は、一人用ソファ全体を支えるために、その下部にL字状フレーム部を配設するものであるから、ソファの下部であるならばある程度の範囲で任意に位置を変えることも可能であるが、引用意匠は、水平長フレーム部に座面及び背もたれを固着し、椅子の脚部のみならず椅子自体の構成部材の役割をL字状フレーム部に持たせているため、その取付位置は座面の左右端部下部に限定されるものであって、本願部分と引用部分の位置についても相違する。

## (2) 類否

### ・共通点の評価

共通点における両意匠の具体的態様は、同じ幅をもつ長短2つの長さの横長矩形状板体同士を直角をなす角度で接合し、その直角部分が上部となるように横に倒したL字状の形状をもつフレーム部を椅子全体を支える脚部とすることは、本願出願前より既に見受けられる態様であるから（公知意匠参照）、両意匠のみに共通する特徴的な態様とは言えず、この共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱なものであると言っほかない。

また、本願意匠の大きさ、範囲については、破線で表された一人用ソファの形態と実線部分の形態との対比から導いたものであり、破線部の態様次第で大きく変動するものであるから、本願部分と引用部分の大きさ、範囲についての共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は限定的であると言わざるを得ない。

### ・相違点の評価

水平長フレーム部の接地部分の態様における相違点については、この種物品間においては格別特徴のある態様であるとはいい難いが、接地面という需要者の注意を惹く機能上重要な部位における差異であることから、この相違点が両意匠の類否判断に一定程度の影響を与えていると言っほことができる。

また、本願部分と引用部分の位置における相違点については、椅子全体を支える基台部の脚部と椅子自体を構成している脚部とは全く異なる部位であって、こ

の差異は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであると言っほすることはできず、看者に両意匠が別異であるとの印象を与えるものであるので、この相違点が両意匠の類否判断に与える影響は大きいものと言っほえる。

したがって、本願意匠と引用意匠は、意匠に係る物品、本願部分と引用部分の大きさ、範囲が共通し、形態についても水平長フレーム部の接地面の形状に違いはあるものの、いずれも横に倒したL字状の形状をもつフレーム部であるから基本的な構成は共通するものと認められる。

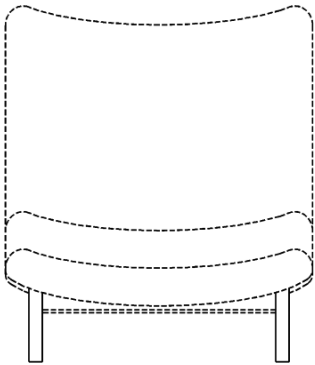
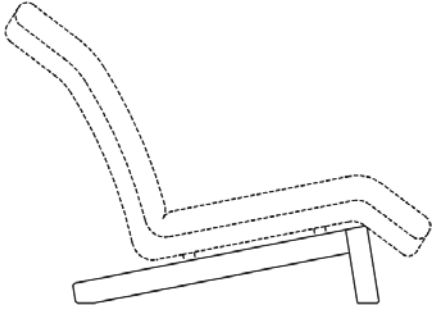


しかしながら、本願部分と引用部分の用途及び機能は大きく異なるものであり、かつ、本願部分と引用部分の位置の相違も、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであるとはいえず、具体的形態に係る相違点が相まって生じる視覚効果は、共通点のそれを凌駕し、両意匠の類否判断に支配的な影響を及ぼして、看者に両意匠を意匠全体として別異の意匠と印象付けているというべきであるから、両意匠の形態が共通するとしても、意匠全体としてみた場合、本願意匠は引用意匠に類似するということとはできない。

## 8. コメント（部分意匠の類否判断（権利抵触）を考える上で参考となる点等）

本願意匠と引用意匠とは、脚部の基本的な形態（構成）を共通にしているが、その取り付け位置の相違によって椅子における役割（部分の用途・機能）が異なる、すなわち、椅子を支える脚部であるか椅子自体を構成する脚部であるかの点が相違するため非類似と判断されている。

部分意匠の類否判断は、全体意匠の類否判断と同様、形態の共通点と相違点を評価し、共通点が高く評価される場合には類似と判断されるケースが多いが、意匠登録を受けようとする部分と公知意匠の当該部分の形態が共通する場合であっても、意匠に係る物品の役割にまで影響を与える程に、破線に対する部分の位置や当該部分の用途・機能が相違しており、その相違が、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであると言っほえないようであれば、部分意匠の類否判断に影響を与えることがある事案として、出願時や拒絶理由対応時等の実務において、参考にできる判断事例であると思われる。



本願意匠
<p style="text-align: center;">正面図</p>  <p style="text-align: center;">左側面図</p> 
引用意匠

公知意匠


**1. 事件番号：不服 2013-4846**

**2. 審決確定日：平成 25 年 7 月 19 日**

**3. 結論：非類似**

**4. プーリー事件との比較**

破線部分に対する位置の相違，部分の用途・機能を考慮して類否判断をしている。

**5. 事案の概要**

本願意匠：平成 23(2011)年 8 月 10 日に意匠登録出願された意匠に係る物品を「キャビネット」とする部分意匠。

引用意匠：昭和 55(1980)年 9 月 25 日に意匠登録出願され，昭和 58 年(1983)年 8 月 10 日に設定登録された意匠に係る物品を「脇机」とする全体意匠（意匠登録第 612058 号）。

**6. 主な争点**

意匠登録を受けようとする部分（以下，本願部分）及び本願意匠に相当する部分（以下，引用部分）の用途及び機能，当該部分の形態，位置，大きさ，範囲が類否判断に影響を与えるか否か。

**7. 審決理由の概要**

**(1) 対比**

本願意匠の意匠に係る物品は「キャビネット」であり，引用意匠の意匠に係る物品は「脇机」であり，いずれも収納家具に関するものであるから，両意匠の意匠に係る物品は共通する。

本願部分は，キャスター付きのキャビネットを移動する際に使用されるハンドルであるのに対し，引用部分は，4 段の引き出しからなる書類入れとキャビネットとを分離した状態で上下に連結する目的で設けられた支柱であるから，本願部分と引用部分の用途及び機能は大きく異なるものである。

本願部分と引用部分の位置，大きさ及び範囲については，本願部分は，キャスターを除いたキャビネット本体側面部に対して，高さが約 80%，幅がほぼ同じ大きさの側面視隅丸矩形状枠体を，キャビネット本体側面部中央部分に，その下部同士の高さを合わせて，キャビネット本体側面部から立設させた 4 本の支柱によりキャビネット本体側面部との間に一定の間隔をあけて，取付けているのに対し，引用部分は，キャスターを除いた脇机本体側面部に対して高さが約 90%，脇机本体側面部の天板に対して幅が約 60%の大きさ

の側面視隅丸矩形状枠体を、脇机本体側面部のやや右寄りに、その下部同士の高さを合わせて、脇机本体の側面部に隙間なく密着しているものであるから、両意匠の部分の位置、大きさ及び範囲も相違する。

本願部分と引用部分の具体的態様についての共通点として、両意匠の部分の形態が、いずれも横と縦の長さの比を約1:1.6とした、側面視隅丸矩形状の枠体である点が認められる。

他方、相違点として、隅丸矩形状枠体を構成する部材の態様について、本願意匠当該部分は、枠体の断面形状が円筒形か円柱形かは不明であるが、丸形部材により形成しているのに対して、引用意匠相当部分は、枠体の断面形状が隅丸矩形状の薄い板状部材により形成されている点が認められる。

**(2) 類否**

・共通点の評価

両意匠の部分における共通点は、両意匠の隅丸矩形状枠体の態様を概括したにすぎないものであることから、この共通性のみをもって両意匠の部分の類否判断を決定するものとすることはできない。

・相違点の評価

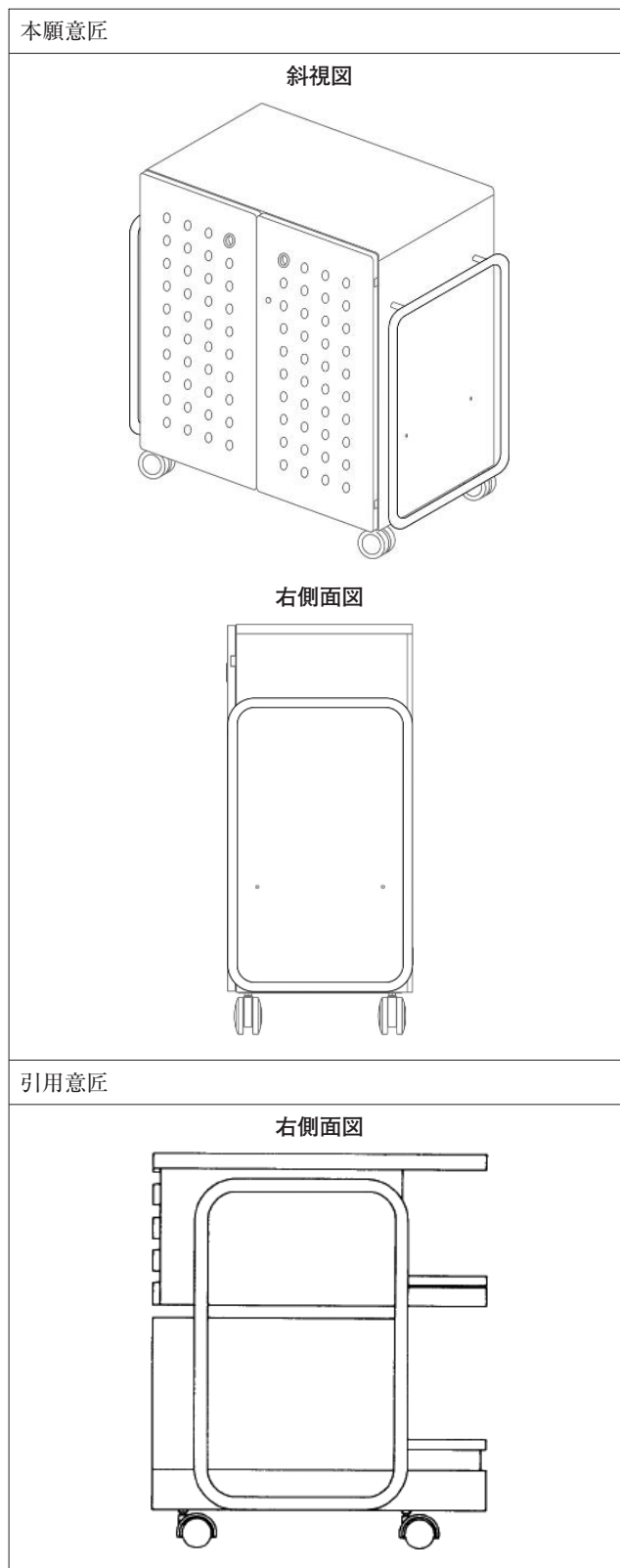
両意匠の部分における隅丸矩形状枠体を構成する部材の断面形状及び部材の厚みの相違点については、使用時には正面若しくは正面側やや斜め上方から観察されることが多い両意匠の部分にとって、特に目につく部位における差異であるから、この相違点が、両意匠の部分の類否判断に与える影響は大きいものであり、上記の共通点を凌ぎ、需要者に別異の美感を起こさせるものであって、両意匠の部分は類似しないものと言うことができる。

したがって、本願意匠と引用意匠とは、意匠に係る物品については共通しているが、両意匠の部分の、用途及び機能、位置、大きさ、範囲については相違し、形態についても上記のとおり類似しないものであるから、本願意匠と引用意匠とは類似しないものと言うことができる。

**8. コメント（部分意匠の類否判断（権利抵触）を考  
える上で参考となる点等）**

本願部分と引用部分とは、側面視ほぼ同一の形状と視認できるものであるところ、当該部分のようにその

部分自体の形状に際立った特徴がない場合は、破線部分に対する位置、大きさ、範囲、及び部分の用途・機能が、本願意匠と引用意匠の類否判断に大きな影響を及ぼすことがある事案として、出願時や拒絶理由対応時等の実務において、参考にできる判断事例であると思われる。



**1. 事件番号：不服 2012-19547**

2. 審決確定日：平成 25 年 3 月 12 日

3. 結論：非類似

**4. プーリー事件との比較**

破線部分に対する位置の相違、部分の用途・機能を考慮して類否判断をしている。

**5. 事案の概要**

本願意匠：2011 年（平成 23 年）11 月 14 日に意匠登録出願された意匠に係る物品を「包装容器」とする部分意匠。

引用意匠：本願の出願前に独立行政法人工業所有権情報・研修館が 2008 年 11 月 6 日に受け入れた「包装技術 2008 年 11 月 1 日 11 号」の第 4 ページに所載の「包装用容器」の意匠（特許庁意匠課公知資料番号第 HA20009316 号）

**6. 主な争点**

意匠登録を受けようとする部分（以下、本願部分）及び本願意匠に相当する部分（以下、引用部分）の用途及び機能、当該部分の形態、位置、大きさ、範囲が類否判断に影響を与えるか否か。

**7. 審決理由の概要****(1) 用途及び機能並びに、位置、範囲及び大きさ****(1-1) 対比**

本願意匠と引用意匠（以下、「両意匠」という）を対比すると、意匠に係る物品は共に「包装用容器」であって、一致している。

そして、両意匠は、（省略）、その容器本体略中央に水平帯状括れ部を有したものであって、本願実線部分と引用相当部分（以下、「両意匠の部分」という。）は、その括れ部分である。

両意匠の部分は、包装用容器本体略中央に位置する水平帯状括れ部分であって、当該容器を持ちやすくするためのものと考えられるため、その用途及び機能、並びに、大きさ及び範囲は、共通していると認められるが、位置に関しては、本願実線部分は、本体中央やや下側であるのに対して、引用相当部分は、本体中央やや上側であって、異なる。

**(1-2) 類否**

この差異点（位置の相違）は、括れ部を持って中身を注ぐときの重量バランスに影響を与えることから、看者の注意を引く点であって、類否判断に一定程度の

影響を与えるものと認められる。

**(2) 形態****(2-1) 対比**

(a) 水平断面形状が略角丸四角本体と、水平断面形状が正円の細径部を、円すい面でつないだものであって、その結果、括れ部上下端と上下本体との境目が、正面視中央が山となる波形に表れる点が共通する。

(ア) 括れ部の深さにつき、本願実線部分は浅いのに対して、引用相当部分は深い点、(イ) 斜面（円すい面）の形につき、本願実線部分は直線で、細径部と合わせて正面視で断面台形状の溝を形成しているのに対して、引用相当部分は、膨らみ曲線とへこみ曲線から成り立っており、正面視で断面略波形である点、(ウ) 細径部の態様につき、本願実線部分は、単なる円筒状であるのに対して、引用相当部分は、中央に段差を設けて溝がある点、で主に相違している。

**(2-2) 類否**

共通点は、両意匠の部分の態様を概括したに過ぎないものであることから、この共通性のみをもって類否判断を決定するものとすることはできないのに対して、両意匠の部分における相違点(ア)については、持ったときの感覚に影響を与える形状の差であるし、この相違点によって、本願実線部分は低く、引用相当部分は高いという、括れ部と本体の境目の波形の高さが異なるという、視覚効果の差異となって表れ、斜面の面積の大小と合わさって、類否判断に大きな影響を与えるものであり、相違点(イ)については、一般的な観察方向であるふかんした状態で見えやすい部分の違いといえ、類否判断に大きな影響を与えるものであり、相違点(ウ)については、ほぼ真横から見なければ観察し得ない細径部の差であるが、類否判断には一定程度の影響を与えるものと認められる。

**(3) 総合判断**

本願意匠と引用意匠に係る物品は一致し、両意匠の部分の用途及び機能、並びに、大きさ及び範囲については共通しているが、位置は異なり、また、形態については、上記のとおり類似しないものといえるから、本願意匠と引用意匠は類似しないものと認められる。

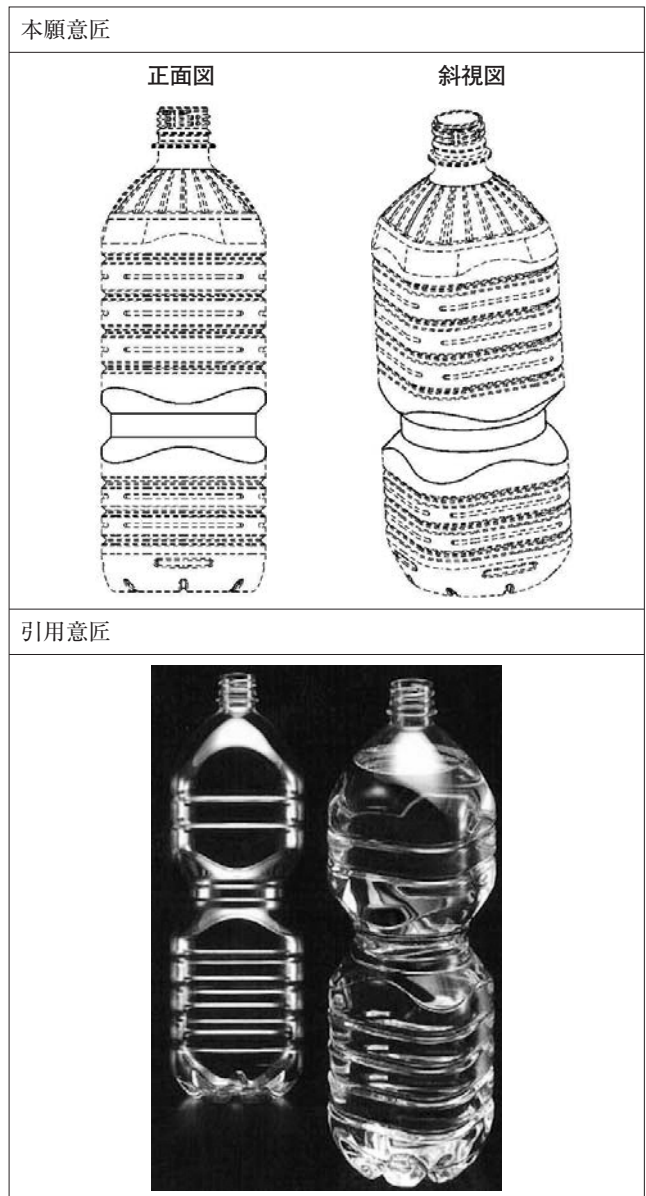
### 8. コメント（部分意匠の類否判断（権利抵触）を考 える上で参考となる点等）

本願部分と引用部分とは位置が異なり，その位置の相違が括れ部を持って中身を注ぐときの重量バランスに影響を与えることから，位置の相違は看者の注意を引く点であると判断している。

本件では，本願部分と引用部分との形態が類似していない事案であるため，位置の相違により非類似と判断された事案ではない。

しかしながら，位置の相違により看者が注意を引くような効果（例えば，括れ部を持って中身を注ぐときの重量バランスに影響を与えること）が表れる場合は，非類似であるとの主張の根拠となり得る可能性を残している。

形状の相違の方が非類似と判断付ける要因になっている事案ではあるものの，使用時等に影響が出る位置の相違であれば，類否判断に一定の影響を与える可能性がある事案として，出願時や拒絶理由対応時等の実務において，参考にできる判断事例であると思われる。



**1. 事件番号：不服 2011-23751**

2. 審決確定日：平成 24 年 5 月 14 日

3. 結論：非類似

**4. プーリー事件との比較**

破線部分に対する位置の相違、部分の用途・機能を考慮して類否判断をしている。

**5. 事案の概要**

本願意匠：平成 22(2010)年 10 月 26 日に意匠登録出願（パリ条約による優先権主張 2010 年 5 月 11 日アメリカ合衆国）された意匠に係る物品を「リモートコントローラー」とする部分意匠。

引用意匠：意匠登録第 1384584 号公報。意匠に係る物品「リモートコントローラー」。

**6. 主な争点**

物品の全体に占める部分意匠の位置、大きさと範囲に関する両意匠における 2 つの差異点が、両意匠の部分全体として看者に異なる美感を起こさせるか否か。

**7. 審決理由の概要****(1) 要旨**

本願意匠に係る部分は、中央の正方形の押しボタンの 4 方を 4 分割の多方向スイッチで囲んだ略正方形のキー部を、略正方形の平坦部の中央に配置したものであり、意匠に係る部分の基本形態は引用意匠に近いものの、物品の全体に占める部分意匠の位置、大きさと範囲についての 2 つの差異点(a)(b)を挙げて、部分意匠自体の細かな差異点と相俟って、両意匠の部分は、類似しないと判断した。

**(2) 対比**

いずれも「リモートコントローラー」に係るものであるから、意匠に係る物品が一致し、本願実線部分と引用意匠の相当部分（以下、「両意匠の部分」という。）は、リモートコントローラーの前面パネルの中間部分の正面視略正方形平坦部（以下、「平坦部」という。）と、その中央にある略正方形の操作ボタンであるキー部（以下、「キー部」という。）であって、両意匠の部分の用途と機能が共通し、その部分の位置、大きさと範囲及び形態については、主として以下の共通点及び差異点が認められる。

## ・共通点

(A)両意匠の部分において、平坦部の略中央にキー

部を設け、キー部の中央に正面視略小型正形状の押ボタンを設け、その周囲を多方向スイッチで囲んでいる点、(B)多方向スイッチは、対角線によって 4 つの略台形状に区切られ、略台形状の部分が外側から中央に向かって低くなるよう傾斜を設けている点、(C)平坦部は、略正形状で前面パネルの横幅ほぼ一杯まで拡がっている点において共通するものである。

## ・差異点

差異点(a)ないし同(c)に係る態様は、両意匠の部分の位置、大きさと範囲及び平坦部とキー部の割合に係る差異で、その差異は、看者の注意を強く惹くものである。

(a) 両意匠の部分の位置について、本願意匠は、前面パネルの中央より上側とするものであるのに対し、引用意匠は、中央より下側とするものである。

(b) 両意匠の部分の大きさと範囲について、前面パネルの縦長さ全体に占める平坦部の縦の長さの比が、本願意匠は大きめであるのに対し、引用意匠は小さいものである。

(c) 意匠に係る部分における、各部（平坦部、キー部、押ボタン）の縦の長さの比が相違する。

その他、意匠に係る部分について、3 点の細かな差異がある。

**(3) 結論（類否判断）**

共通点(A)は、この種の物品の分野においては、他にも普通に認められ、この点のみをもって両意匠の類否判断を決定付ける共通点ということはできない。共通点(B)は、両意匠の部分の類否判断に及ぼす影響が一定程度あるというべきではあるが、他にも見受けられる態様であって、両意匠のみの特徴ではないから、両意匠の類否判断を決定付けるまでには至らないものである。

差異点(a)ないし同(c)に係る態様は、両意匠の部分の位置、大きさと範囲及び平坦部とキー部の割合に係る差異で、その差異は、看者の注意を強く惹くところであり、両意匠の印象に影響を与えるものといえる。また、3 点の細かな差異に係る態様も、キー部の具体的態様及び押ボタンの形態に係る差異であって、需要者が使用時に注目する部位であり、差異点(a)ないし同(c)に係る態様と相俟って、両意匠の部分の類否判断に影響を与えるものであるから、これらの差異点に係る態様が相俟って生じる意匠的な効果は、両意匠の

部分の類否判断を決定付けるに十分なものである。

両意匠の部分の用途及び機能は共通するものであるが，両意匠の部分の位置，大きさと範囲においても，両意匠の部分に係る形態においても，差異点が共通点を凌駕し，両意匠の部分全体として看者に異なる美感を起こさせるものであるから，両意匠の部分は，類似するということとはできない。

**8. コメント（部分意匠の類否判断（権利抵触）を考  
える上で参考となる点等）**

審決は，審査基準に沿って，破線部分の差異については大きなウエイトをもって考慮したものではなかった。これに対して，判決では，全体に占める部分の割合，部分の位置に関する差異を重視して，非類似と判断した。

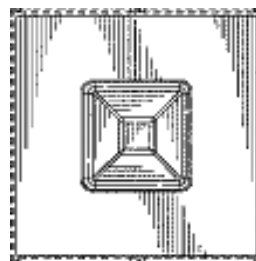
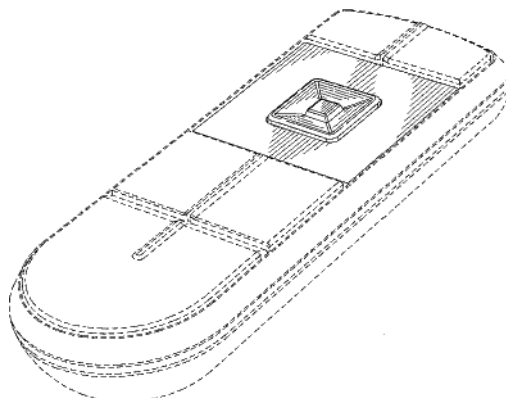
意匠に係る部分（平坦部，キー部，押ボタン）は，他にも見受けられる態様であって，両意匠のみの特徴ではないことを前提とした判断ではあるが，物品全体における，(a)部分の縦方向の位置，(b)部分の縦方向の大きさと範囲を，主たる相違点として，類似しないとした点に注目したい。

他方，部分の横方向の配置は，横幅ほぼ一杯まで広がっている点で共通すると共に，この点は他には見受けられる態様であるとはしていないにも関わらず，類否判断においてこの点に言及していないことに，不満が残る。

審決においても，審査基準を否定したものではない。審査と審決との結論の差異は，「物品の全体に占める部分意匠の位置，大きさと範囲」に関する両意匠の差異点を重視したか否かに起因すると認められ，これより，両者は異なる結論を導いている。してみれば，本願意匠に係る部分以外の差異点を，物品の全体に占める部分意匠の位置，大きさと範囲に関する差異点に結びつけた主張として展開できるか否かが，類否判断の結論の分かれ目となると思料する。

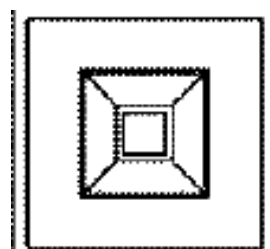
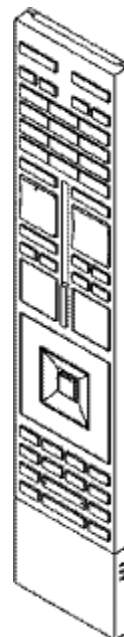
本願意匠

斜視図



引用意匠

斜視図



**1. 事件番号：不服 2012-12141**

2. 審決確定日：平成 24 年 11 月 27 日

3. 結論：非類似

**4. プーリー事件との比較**

直接的には関係ないが、参考にはなる事例である。

**5. 事案の概要**

本願意匠：2011 年（平成 23 年）4 月 14 日の、本意匠を意匠 2011-8638 号とする関連意匠の意匠登録出願であって、意匠に係る物品を「パチンコ機の前面枠」とする部分意匠（以下、本願について意匠登録を受けようとする部分の意匠を「本願意匠」という。）。

引用意匠：日本国特許庁発行の公開特許公報（公開日：2004 年（平成 16 年）7 月 8 日）特開 2004-187784 号（発明の名称「遊技機」。）に記載されたパチンコ遊技機の本願意匠に相当する部分の意匠（以下、本願意匠に相当する部分の意匠を「引用意匠」という。）。

**6. 主な争点**

本願意匠と引用意匠の用途及び機能、当該部分の形態、位置、大きさ、範囲が類否判断に影響を与えるか否か。

**7. 審決理由の概要**

本願意匠と引用意匠の対比

**(1) 意匠に係る物品**

本願意匠の意匠に係る物品はパチンコ機の前面枠であり、引用意匠の意匠に係る物品も、パチンコ遊技機の前面枠であって、両意匠の意匠に係る物品は共通する。

また、意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能は、いずれも、パチンコ機を介した遊技を行うに際して用いられる操作ボタンである点において共通する。一方、より詳細にみた場合には、本願意匠はパチンコ機の横に設置される玉貸機を操作するための操作ボタンであり、引用意匠はパチンコ遊技機の台番号や遊技情報内容等を選択するための操作ボタンであるという点において、個別具体的な用途及び機能は相違する。

**(2) 本願意匠と引用意匠との対比**

本願意匠と引用意匠の形態を対比すると、両意匠の形態には、物品全体の形態に占める部分意匠としての位置、大きさ、範囲の点を含め、主として、以下のとおり共通点及び相違点がある。

**(i) 共通点**

(A) 下方を正面側に膨出させたパチンコ機前面枠の膨出部上面、左右枠部よりも内側の位置に配置された一つの凸ボタンであり、その具体的態様の共通点として、(B) 平面視形状を太幅の略十字形状とした点、(C) 表面は起伏のない平滑面とし、全体を周囲からわずかに隆起させた平坦な段部として構成した点。

**(ii) 相違点**

両意匠の具体的態様の相違点として、略十字形状凸ボタンの、(ア) 配置の向きが、本願意匠は、正面に対向して「×」の向きに配置しているのに対し、引用意匠は、正面に対向して「+」の向きに配置している点、(イ) 平面視形状について両意匠とも、長辺と短辺の比を略 3 対 1 とした二つの隅丸矩形を中央で直交させることで形成される太幅の十字形状を基本としつつも、引用意匠は縦方向の長さ（奥行）を左右幅よりもわずかに長く形成した点。

**(3) 本願意匠と引用意匠の類否判断**

両意匠は、意匠に係る物品が共通し、部分意匠としての用途及び機能も共通する。形態の類否に係る評価については、当該部分の具体的な用途及び機能との関係性、並びに、物品全体の形態に占める部分意匠としての位置、大きさ、範囲の点を含め、以下のとおりである。

## ・共通点の評価

両意匠の共通点としてあげた共通点(A)について、パチンコ機前面枠膨出部上面の、左右幅中央部付近から遊技玉発射ハンドル上方にかけた位置に、遊技に係る各種操作ボタンを配置することは、この種物品の先行意匠にも数多く見られる態様であるから、この点が両意匠の類否判断に及ぼす影響が大きいとはいえない。また、共通点(B)及び同(C)についても、両意匠の具体的態様に係る共通点ではあるものの、当該部分の形態を取り出して対比した場合の共通点であるから、これをもって直ちに両意匠の類否判断に及ぼす影響が大きいということではできず、それら全共通点を総合しても、両意匠全体の類否判断を決定付けるまでには至らない。

## ・相違点の評価

一方、具体的態様に係る相違点については、両意匠の当該部分が操作ボタンとしての用途及び機能を有していることに鑑みると、形態の具体的態様の相違が両

意匠の類否判断に与える影響は、その使用方法や使用状態をも考慮した上で評価する必要がある。すなわち、相違点(ア)について、本願意匠は玉貸機を操作するためのボタンであり、通常、パチンコ機に隣接する玉貸機をパチンコ機の台上から操作する場合には、玉貸し及びカード返却の二つの機能により操作するのが一般的であることから、本願意匠は、これらいずれかの機能に対応した単機能の操作ボタンとして、「×」の形状が強く視覚観察されるといえる。

これに対し、引用意匠は、パチンコ機の情報表示部に表示される遊技情報等を選択操作する際に、選択エリアを上下左右に移動させるために用いられる操作ボタンであることから、引用意匠は、その移動方向に合わせた四つの端部がそれぞれ押下可能な操作ボタンとして、「+」の形状が強く視覚観察されるといえる。

この「×」形状を呈する向きに配された太幅略十字形状の操作ボタンという本願意匠の具体的態様は、この種物品の先行意匠に照らして本願意匠に特有の特徴であり、本願意匠を大きく特徴付けるものとなっている。また、相違点(イ)は、相違点(ア)と相まって、両意匠の違いをさらに強めるものとなっている。

これら相違点を総合した意匠全体の視覚的効果において、両意匠の形態の相違点は、共通点が醸成する共通の印象を凌駕して、看者に対し、両意匠を別異なものとして認識させるに十分な強い別異の印象を与えるものといえる。

したがって、具体的態様に係る相違点が看者に与える印象は共通点のそれを凌駕し、両意匠は、意匠全体としては視覚的印象を異にするというべきであるから、本願意匠は、引用意匠に類似するという事はできない。

## 8. コメント（部分意匠の類否判断（権利抵触）を考 える上で参考となる点等）

### ・意匠登録を受けようとする部分についての類否

先ず本願意匠の操作ボタンであるが、意匠登録を受けようとする部分の用途・機能を詳細にみると、本願意匠（部分）は玉貸機を操作するための操作ボタンであるのに対し、引用意匠は遊技機の台番号や遊技情報内容等を選択するための操作ボタンであり、個別具体的な用途及び機能が異なることを指摘している。しかし、両者の意匠に係る物品は共にパチンコ遊技機の前面枠で共通し、又、意匠登録を受けようとする部分も

操作ボタンである点で共通すると認定している。つまり、審決では部分の個別具体的な用途及び機能が異なるとしても用途及び機能が概念的に同一な場合は当該部分においては共通すると判断しており、意匠登録を受けようとする部分同士の類否を考慮する上で参考となる事案である。

### ・形態についての類否

共通点(A)は各種操作ボタンの配置に関しては先行意匠にも数多く見られる態様であり、いわゆる、ありふれた部分として類否に与える影響は小さい旨、又、共通点(B)及び同(C)は、あくまでそれぞれの形態を取り出して対比した場合の共通点であり、意匠全体としての類否、いわゆる、全体観察へ影響を及ぼすには至らないとしている。

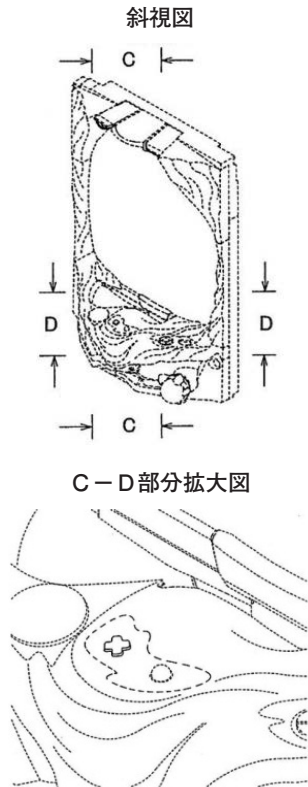
操作ボタンの形態に関しては、それらの使用態様を考慮して類否を判断すべきことが述べられている。つまり、操作ボタンの「×」と、「+」という形態上の相違は使用時、看者へそれぞれ異なった印象を与えることから、結果として両意匠は非類似となることを審決では述べている。また、本願意匠が玉貸機の操作用であるのに対し、引用意匠は台番号や遊技情報内容等の選択用であり、その機能上の相違が、類否判断に比較的大きな影響を及ぼしている。

### ・権利範囲について

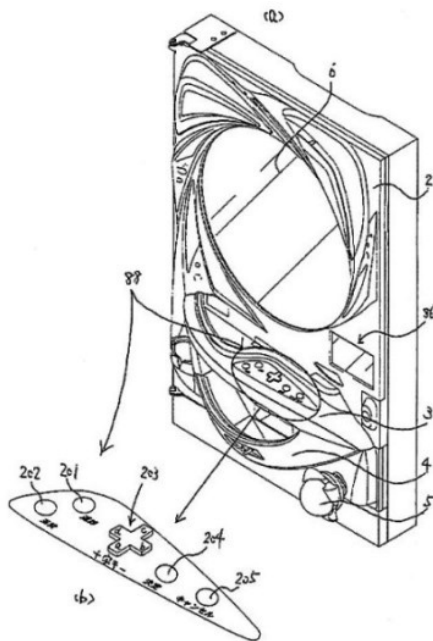
願書及び図面の記載、登録に至るまでの出願経過に鑑みると、本願意匠の権利範囲は仮に形態が類似する第三者の物品が存在したとしても、用途及び機能に関し、具体的に限定して解釈される可能性があると思われる。その要因は、本願意匠が操作ボタンという、使用状態におかれる性質を有していることによるが、用途及び機能に一定の特徴を有する物品について部分意匠を利用する際には、願書、図面の記載について十分に吟味するなど、一定の注意点が存在することを示す事案といえる。



本願意匠：パチンコ機の前面枠



引用意匠：遊技機



1. 事件番号：不服 2010-14657

2. 審決確定日：平成 22 年 12 月 10 日

3. 結論：非類似

4. プーリー事件との比較

実線部分の破線部分に対する位置，大きさ，範囲，形態を考慮して類否判断を行っている。

5. 事案の概要

本願意匠：平成 21 (2009) 年 7 月 27 日に意匠登録出願された意匠に係る物品を「デジタルカメラ」とする部分意匠。

引用意匠：独立行政法人工業所有権情報・研修館が 2007 年 3 月 13 日に受け入れた，週刊アスキー 2007 年 3 月 27 日 630 号第 51 頁所載 デジタルカメラの意匠 (特許庁意匠課公知資料番号第 HA19002564) の当該部分。

6. 主な争点

デジタルカメラのレンズ部外周の装飾に係る部分における本願意匠と引用意匠との共通点および差異点が類否判断に及ぼす影響について。

7. 審決理由の概要

(1) 対比

共通点

(A) デジタルカメラ全体の中に占める位置，大きさ，範囲について，正面視において右寄りに設けられたレンズ鏡筒の繰り出し部から一定の距離をとり，その外周を囲む位置とし，直径対カメラ本体の横幅の比率を略 1:2 とする大きさ，範囲としている点。

(B) 形態について，細幅の環状凸部を中心とする一定幅の環状部としている点。

差異点

(A) 環状凸部の位置について，本願意匠は，レンズ鏡筒部から離れ，鏡筒部とは接していない，カメラ本体の略平坦な前面パネル面に位置しているのに対し，引用意匠は，レンズ鏡筒部の外縁に接続する位置とし，内径側が高く外形側が低くなるように傾斜しているテーパー状の「鏡筒周囲飾り」としての外縁を構成するものである点。

(B) 環状凸部周辺部の形態について，本願意匠は，環状凸部を挟み，カメラ本体の前面パネル面に沿った一定幅の略平坦面とするものであるが，引

用意匠は、環状凸部の外周側を略平坦面とするものの、内周側は「鏡筒周囲飾り」に沿ったテーパー状としている点。

(C) 環状凸部の断面形状について、本願意匠は、本体前面パネルからほぼ垂直に立ち上がり、正面側の面は平ら状とし、直角状の角部を有した略倒「凸」突出部状の凸面としているのに対し、引用意匠は、全体に丸みを帯びた凸面である点。

(2) 類否

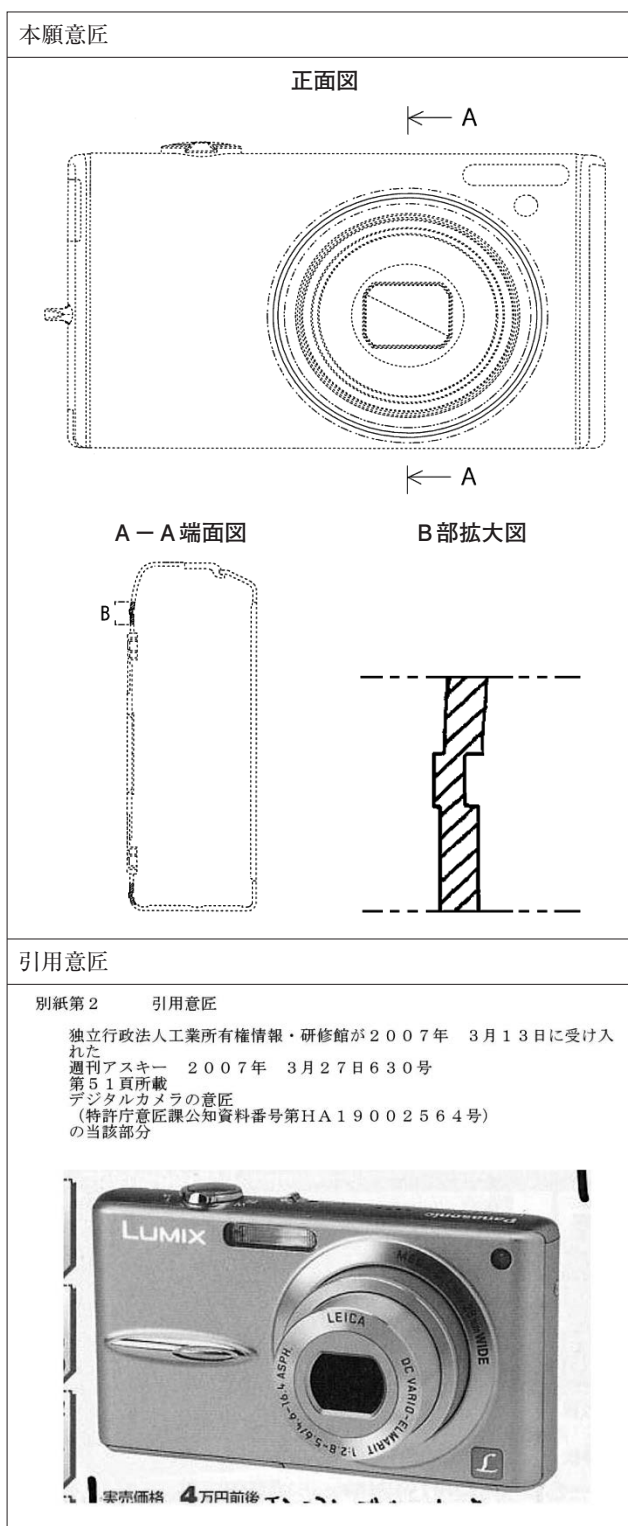
共通点の態様は、この種物品の分野において従来から見受けられる態様であるから、これらの点のみをもって両意匠の類否判断を左右する共通点ということとはできない。

これに対して、差異点(A)、(B)、(C)は、いずれも両意匠に異なる視覚的効果を生じさせており、看者の注意を強く惹くもので、その差異は、両意匠の類否判断に重大な影響を与えるものといえる。また、これらの差異点に係る態様が相乗して生じる視覚的な効果は、両意匠の類否判断を左右するに十分なものである。

したがって、両意匠は、意匠に係る物品に加え、その機能及び用途が一致するものであるが、位置、大きさ、範囲、及びその形態において、差異点が共通点を凌駕し、意匠全体として看者に異なる美感を起こさせるものであるから、類似しない。

8. コメント（部分意匠の類否判断（権利抵触）を考  
える上で参考となる点等）

本件では、実線部分の破線部分に対する位置、大きさ、範囲、形態を考慮して類否判断を行っている。形態の差異が類否判断に与える影響の割合が多いとは思いますが、「部分意匠において、意匠登録を受けようとする部分の位置等については、願書及びその添付図面等の記載（破線部分を含んだ記載）並びに意匠登録を受けようとする部分の性質等を総合的に考慮して決すべきである。」としたプーリー事件の判断に沿ったものといえる。



**1. 事件番号：不服 2010-4294**

2. 審決確定日：平成 22 年 9 月 27 日審決

3. 結論：非類似

**4. プーリー事件との比較**

破線部分に対する位置、大きさ、範囲、及び形態を考慮して類否判断をしている。

**5. 事案の概要**

本願意匠：平成 20 年 12 月 10 日に意匠登録出願された意匠に係る物品を「電子スチルカメラ」とするレンズカバー部分の部分意匠（登録第 1403395 号）。

引用意匠：平成 20 年 8 月 6 日に意匠登録出願された本願意匠の本意匠であり、意匠に係る物品を「電子スチルカメラ」とするレンズカバー部分の部分意匠（登録第 1363059 号）。

**6. 主な争点**

本願意匠及び元の本意匠の意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲、形態が類似するか否か。

**7. 審決理由の概要**

原査定を取り消す。本願の意匠は、登録すべきものとする。（審判請求後に本意匠の記載を削除する補正をしたため、原査定拒絶理由は解消していたが、審決は、元の本意匠との類否判断を行った。）

**(1) 対比**

意匠に係る物品は、共に「電子スチルカメラ」で共通する。

両意匠の部分の用途及び機能は、共に「電子スチルカメラのレンズカバー部分」であり、一致する。

位置、大きさ、範囲及び形態については、本願意匠実線部分（一点鎖線は境界を示す）は、電子スチルカメラ本体の左右側面の側壁部に回り込むレンズカバー部のうち、カメラ本体の正面平板状部から左側側壁部に回り込むコーナー部分を除外し、さらに右側側壁部全体を除外する部分である。

一方、元の本意匠実線部分は、左側面側について本体の奥行き方向略 3 分の 2 を覆うレンズカバー部側壁部の短辺縁部から正面側の平板状部、そして右端寄りの本体平板状部の終わるところを短辺縁部とした、レンズカバー部全体を部分意匠とする。

両意匠の位置、大きさ、範囲、及び形態についての共通点と差異点

**・共通点**

(A)全体が略一枚板状で、本体の約 4 分の 3 の高さとし、本体を広く覆う態様としている点、(B)左側面側について本体の奥行き方向略 3 分の 2 を覆う側壁部を有し、その短辺縁部は上下を隅丸とした垂直状に構成し、平面視略四半分円弧状とする点、(C)正面側について、横に長い平板状とし、(D)平面視、底面視形状を略倒「J」字状とする点

**・相違点**

(a)本願意匠は、レンズカバー部全体のうち、左側面側コーナー部及び右側面側コーナー部と右側壁部を、意匠登録を受けようとする部分から除く部分としているのに対し、元の本意匠は、レンズカバー部全体の部分意匠に係るものであるため、部分の位置、大きさ、範囲に差異がある。

そのため、(b)左側面側コーナー部について、元の本意匠は、当該部分を正面側の平板状部と左側面側の側壁部を平坦に繋いだ態様としているのに対し、本願意匠は、当該部分を、意匠登録を受けようとする部分としていないため、対比する部分を有さない点、(c)正面平板状部の右側部について、元の本意匠は、本体の平板状部が終わるところに短辺縁部を有しているのに対し、本願意匠は、右端寄り部を一点鎖線による境界とし、短辺縁部は本体平板状部が終わるところではなく、さらに延長された位置にある点、(d)平面視、底面視形状略倒「J」字状について、元の本意匠は、レンズカバー全体で略倒「J」字状としているのに対し、本願意匠の右側縁部及び左側面側コーナー部は、単に境界線とするもので、レンズカバー部全体の中の一部を略倒「J」字状としている点、で差異がある。

**(2) 両意匠の部分の類否判断**

共通点の態様のうち、(A)及び(C)は、この種物品分野において本願出願前からよく見られる態様であり、両意匠に特有のものではない。ただし、(B)及び(D)については、本願意匠と元の本意匠の共通点として一定の評価をすることができる。

一方、差異点は、(a)の、両者の位置、大きさ、範囲の差異が形態の差異としても表れ、その差異は、両意匠の持つ美感に関わるもので、両意匠の類否判断に大きな影響を与えるものといえる。

(b)において、元の本意匠は、左側面側のコーナー

部を、平坦に正面側の平板状部に繋がる態様としており、平板状部からつながるそのような特徴部分を有さない本願意匠とでは、視覚を通じて起こさせる美感において大きな差異がある。

(c)の、正面平板状部の右側部の態様の差異について、両意匠の創作は、正面部について本体を相当程度覆う横に長い平板状とする点では共通するが、その右側部について、元の本意匠は、直ちに短辺縁部を創作しているが、本願意匠は、レンズカバー部が延長形成されることを予定し、あえて創作を正面部のみに行っているため、看者はその点に注意を惹かれ、両意匠は、まったく別異の美感を有する。

また、差異点(d)についても、両意匠は、見かけ上、平面視形状略倒「J」字状の態様としているが、元の本意匠は、右側部に短辺縁部を有し、左側面側コーナー部を平坦に正面平板状部につなぎ、レンズカバー部全体を平面視形状略倒「J」字状の態様としているのに対し、本願意匠は、右側部についてレンズカバー部が延長形成されることを予定し、あえて創作を正面部のみに行い、左側面側コーナー部についても、(除く部分により、)全体をシンプルな美感にまとめるのか、凸部を構成し、全体をシャープな美感とするのか、あるいは柔らかなものとするのか、そのような創作を有していないかという意匠として、意匠全体の美感を看者が評価するのであり、レンズカバーとして完成された美感を有する元の本意匠と本願意匠は、その美感が異なる。

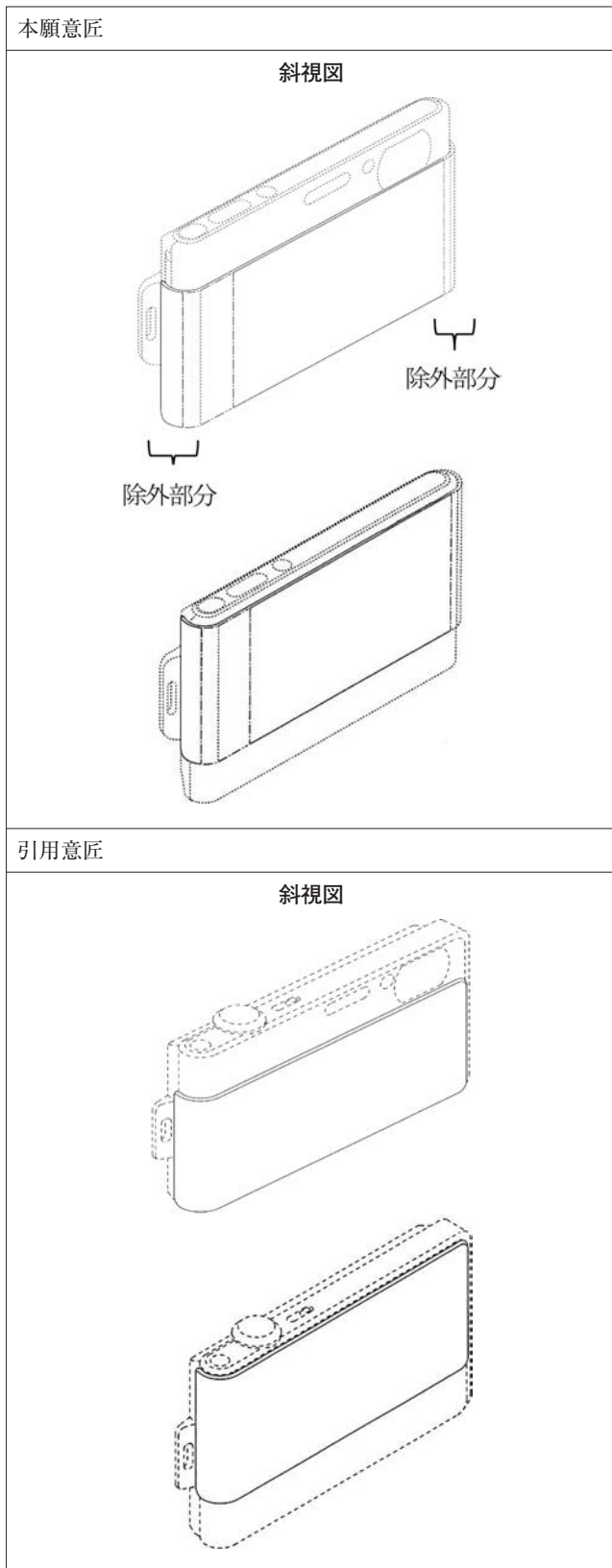
よって、本願意匠と元の本意匠とは、レンズカバー部の位置、大きさ、範囲、及び形態については差異があり異なる美感を有するから、両意匠は互いに類似しない。

## 8. コメント(部分意匠の類否判断(権利抵触)を考 える上で参考となる点等)

本審決では、両意匠の平面視形状は、略倒「J」字状を呈する平板形状である点で共通するが、元の本意匠については、実線範囲に除外部分がないのに対し、本願意匠については、実線範囲の左側と右側のコーナー部分を除外している点で、両者の位置、大きさ、範囲及び形態について差異点を有するので両意匠の形態は非類似と判断した。つまり、本審決は、同等のレンズカバーの部分意匠であるが、本願意匠の実線部分には除外部分があることで、元の本意匠の実線部分とは非

類似であるとされた判断事例である。

部分意匠の実線範囲が異なっても類似すると判断されている事例は散見されるが、実線部分と除外部分の有無が特徴部分における相違であると判断される場合には、位置、大きさ、範囲の差異が形態の差異としても表れ、類否判定に大きな影響を与える判断事例として、関連意匠制度を利用する際、物品分野にもよるが、実線と破線の取り方によっては非類似と判断されることがあり得る事案として、参考にできる判断事例であると思われる。



**1. 事件番号：不服 2009-16260**

**2. 審決確定日：平成 22 年 3 月 9 日**

**3. 結論：非類似**

**4. プーリー事件との比較**

本件では部分意匠の部分以外を灰色着色部分（破線部分に相当）で表現しているが、この灰色部分を考慮しなければ、部分の位置及び大きさを認識し得ない。審決の類否判断では、両意匠の部分に係る位置・大きさの相違の相違を考慮している。この点で類否判断で灰色着色部分（破線部分相当部分）に対する位置及び大きさを顧慮している。

**5. 事案の概要**

本願意匠：平成 20 年 5 月 29 日に意匠登録出願された意匠に係る物品を「火災報知器」とする部分意匠。

引用意匠：意匠登録第 792228 号 意匠に係る物品「防災用受信盤」の意匠。

**6. 主な争点**

物品の用途、機能、部分の位置、大きさが類否判断に影響を与えるか否か。

**7. 審決理由の概要**

**(1) 部分の対比**

両意匠の部分について、用途と機能は、本体の上下左右の四周面に段差を設けるために形成された罅部であるので共通する。

**(2) 物品の類否**

本願意匠は、火災を検出するセンサを内蔵し、火災を検出した場合に警報音により需要者に火災を知らせる物であるが、引用意匠は、火災を検出するセンサを内蔵しておらず、火災を検出するセンサからの検出信号を受けて、その信号を例えば外部のビル管理会社に送信したり、警報音により需要者に火災を知らせるものであるから、両意匠は、厳密には機能や用途が異なり、同一の物品とは言えないとしている。しかし、両意匠に係る物品の類否は明示していない。

**(3) 位置大きさ形態の概念的共通点**

両意匠の部分において、位置と大きさについては、本体における上下左右の四周面の段差における罅部であって、その形態は、背面視で細幅带状で略長方形状に構成している点で共通する。

#### (4) 位置大きさ形態の具体的差異点

第1：本願意匠の部分は、厚みにおいて、正面側から略22分の9から略22分の5に位置しているのに対し、引用意匠の相当部分は、正面側から略11分の9の位置である点で相違する。

第2：鏝部は、背面視で正方形であって、左右両辺が、辺の中央部が前面側に突出した弧状であるのに対し、引用意匠のそれは、背面視で、3：5の縦長長方形であって、上下左右の4辺は直線である点で相違する。

#### (5) 差異点の影響

この差異は、両意匠の部分に係る位置と大きさ及び形態のすべてに係わり、形態全体の基調を形成しており、両意匠の類否判断に支配的な影響を及ぼすものである。

#### (6) 本願意匠の特徴

煙流入部の下側は煙の流れを妨げない構成態様、すなわち水平方向に張り出した鏝部を備えない構成とするのが通常の手法であるところ、鏝部を煙流入部の下に外周端から水平に張り出して設置した点が、引用意匠を含め、これまでのこの種物品に見られない態様で、当該部分は、この特徴をよく表す形態となっており、本願意匠のみの特徴ともいえ、意匠の類否判断に大きな影響を及ぼすものである。

#### (7) 結論

両意匠は類似するものとは、認められない。

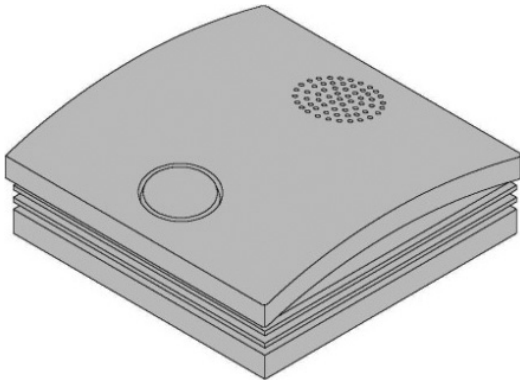
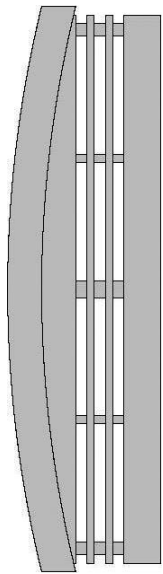
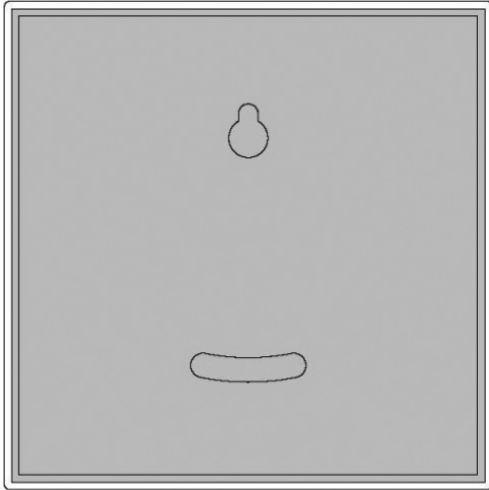
#### 8. コメント（部分意匠の類否判断（権利抵触）を考 える上で参考となる点等）

本件では、部分の位置と大きさについて、概念的な共通感はあるが、位置、大きさ及び形態についての具体的な差異点が両意匠の部分に係る位置と大きさ及び形態のすべてに係わり、形態全体の基調を形成しており、両意匠の類否判断に支配的な影響を及ぼすものであるとして、非類似と判断されている。

部分意匠特有の類否判断基準については、特に言及されていないため参考にすることは難しいが、部分が物品の機能に直結する構成（形態）であるとして、従来には見られない特徴的な形態である点を評価してお

り、部分の機能が物品の機能を左右する際、類否判断において大きく評価される事例として、出願時や拒絶理由対応時等の実務において、部分の機能をクローズアップする上で、参考にできる判断事例であると思われる。

本願意匠



引用意匠



## 1. 事件番号：不服 2008-29137

2. 審決確定日：平成 21 年 7 月 21 日

3. 結論：非類似

4. プーリー事件との対比：

一点鎖線で囲まれた部分意匠の対象エリア（本願意匠）とブルーで着色された部分以外の部分意匠の対象エリア（引用意匠）の広狭の差を考慮して類否判断をしている。

5. 事案の概要

本願意匠：平成 19(2007)年 3 月 23 日に意匠登録出願された意匠に係る物品を「電気ポット」とする部分意匠。

引用意匠：平成 16(2004)年 4 月 19 日に発行された意匠登録第 1203069 号公報に記載の意匠に係る物品を「湯沸かしおよび保温用電気ポット」とする部分意匠。

6. 争な争点

意匠登録を受けようとする部分の広さの差が類否判断に影響を与えるか否か。

7. 審決理由の概要

(1) 対比

i) 物品

本願意匠の意匠に係る物品は「電気ポット」であり、引用意匠の意匠に係る物品は「湯沸かしおよび保温用電気ポット」である点で、両意匠は、意匠に係る物品が一致している。

ii) 形態

ア. 共通点

両意匠は、電気ポットの蓋部と操作部の上面側の態様に係る部分意匠である点で共通する。

イ. 相違点

部分意匠の位置・大きさ・範囲について、本願意匠が、蓋部において、蓋開閉レバーとその周辺の細幅の範囲と、操作部において、給湯スイッチとその周辺の細幅の範囲について意匠登録を受けようとしているのに対して、引用意匠は、蓋部において、蓋開閉レバーを含み、平面視逆「盾地」型の広いエリアと、操作部において、略「盾地」型の区画を有する表示部を含む広いエリアについて意匠登録を受けようとしている点で、大きな差異点がある。

さらに、形態においても、本願意匠の操作部の給湯スイッチに相当する部分が、引用意匠においては表示

部であるという点で大きな差異点がある。

(2) 類否判断

上記相違点は、この種物品において最も目に付き易い部位に係るものであるため、この 2 つの相違点のみによっても、両意匠に異なる印象を与えており、既に共通点を凌駕して、両意匠の類否判断は決定付けられているというべきであり、その余の差異点を検討するまでもなく、両意匠は類似するということはできない。

8. コメント（部分意匠の類否判断（権利抵触）を考  
える上で参考となる点等）

物品における部分意匠の対象エリアの広狭の差を大きな差異点と認定の上、類否判断を行っているため、ケースによっては参考にできる判断事例であると思われる。

なお、一見形態が似通っているとしても、部分意匠として意匠登録を受けようとする範囲の面積（大きさ、範囲）が相違することによって、非類似と判断される可能性があるため、出願実務において、どのような範囲取りを行うか注意を要する点で、参考にできる判断事例であると思われる。





1. 事件番号：不服 2002-4168

2. 審決確定日：平成 16 年 6 月 28 日

3. 結論：非類似

4. プーリー事件との比較

破線部分についての言及なし。

5. 事案の概要

本願意匠：平成 13(2001)年 1 月 23 日に意匠登録出願された意匠に係る物品を「口紅用容器」とする部分意匠。

引用意匠：意匠登録第 964646 号（意匠に係る物品噴霧器付き包装用容器）の本願意匠に相当する部分の意匠。

6. 主な争点

意匠登録を受けようとする部分（以下、本願部分）及び本願意匠に相当する部分（以下、引用部分）の位置、図柄の表され方、大きさ、花芯の表現等が類否判断に影響を与えるか否か。

7. 審決理由の概要

(1) 対比

両意匠は包装用容器の下半部を占める容器本体の前面に表されたレリーフ様の図柄部分の形態につき、中心に複数の小円を花芯として表した 2 つの合弁花様の花冠を左上と右下に、即ち左上の花冠の下面（背部）に右下の花冠の左上が重なるように並べて表している点、各花冠は、5 枚の不定形の、横幅が広い花びらが、花びらと花びらの間に花芯に向かう短い切込みを挟んで表されている点、等が共通する。

この図柄部分の全体に占める位置について、本願の意匠は容器本体（蓋裏に当たる部分を除く）のほぼ上下全幅を占めて表されているのに対し、引用の意匠は容器本体の上寄りに表され、また 3 つの花冠を寄せ集めた図柄の中の 2 つとして表されたものである点、2 つの花冠について、本願の意匠は左上の花冠を大きく、右下の花冠をやや小さく表しているのに対し、引用の意匠は 2 つの花冠がほぼ同じ大きさである点、また花芯について本願の意匠は 3 つの小円で表しているのに対し、引用の意匠は 6 ないし 7 つの小円を密に表している点、等に差異が認められる。

(2) 類否

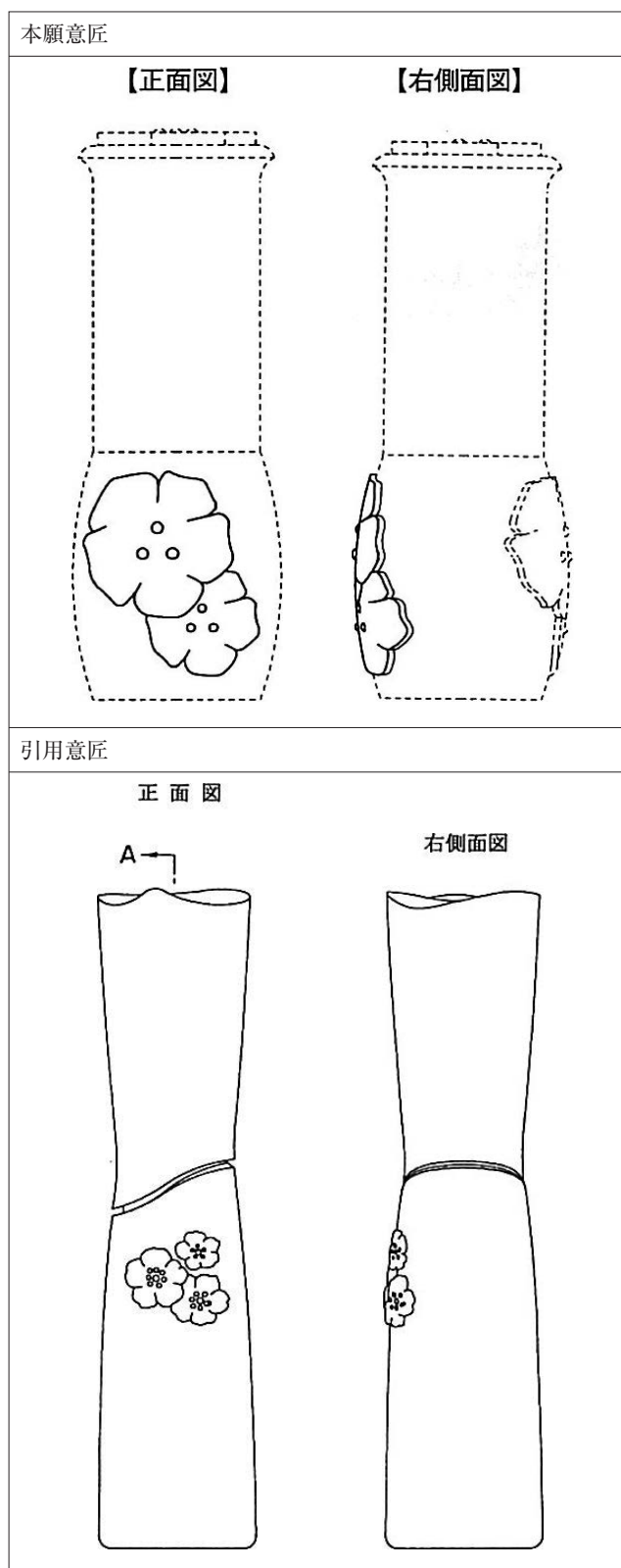
共通点と差異点を検討すると、共通点について、確

かに両意匠には花冠の表現において一定の共通点が認められるものではあるとしても、包装用容器の分野においては、図柄に花、或いは花冠をモチーフとして採用すること、これらをレリーフ様に表すこと、更には花冠の表現として、一般に、複数の花冠を寄せ集めて表すこと、花芯を複数の小円で表すこと、また複数の幅広の花びらで花芯を囲むように表すこと、花びらと花びらの間に切込みを表すこと等は、何れも表現手法として極く普通にみられるところであり、これらを考慮すると、両意匠の共通点のみで類否を決定付けるまでのものとする事ができない。

そして両意匠には、前述のとおり、容器全体に占める図柄部分の位置、図柄の表され方、また2つの花冠の大きさの異同、花芯の表現、そして他にも花びらの具体的な表現や2つの花冠の重なり方等に一定の差異が認められ、これらについての具体的な表現も両意匠の特徴を形成するところに係わっているとせざるを得ず、してみると、両意匠に限ってみれば、差異点が類否判断に及ぼす影響を微弱なものとする事ができないから、部分意匠の全体として、両意匠は類似するものとはいえない。

**8. コメント（部分意匠の類否判断（権利抵触）を考  
える上で参考となる点等）**

本願意匠と引用意匠とは、容器全体に占める図柄部分の位置だけの相違だけでなく、図柄の表され方や2つの花冠の大きさの異同等を総合的に評価して、両意匠を非類似と判断しているため、破線や実線で表された容器本体に対する相違がどの程度類否判断に影響を与えるのか厳密に評価することはできないが、公知意匠に表れている部分の一部（本件では、引用意匠の3つの花冠のうち2つと対比）と類似する場合、拒絶理由の引例になり得ることが裏付けできる事例として参考にはできる。



(原稿受領 2015. 7. 8)